



令和7年8月22日

新潟労働局長

福岡洋志 殿

新潟地方最低賃金審議会長

長谷川 雪子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和7年8月22日貴職から、同年8月6日付け新潟県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する新潟県労働組合総連合ほか2件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和7年8月6日付け答申どおり決定することが適当である。